



2026年7月16日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 メ タ ル ア ー ト
代 表 者 名	取 締 役 社 長 友 岡 正 明 (コード番号 5644 東証スタンダード市場)
役 職 ・ 氏 名	執 行 役 員 中 川 潤 二
電 話	0 7 7 - 5 6 3 - 2 1 1 1
会 社 名	Gerbera holdings 株 式 会 社
代 表 者 名	代 表 取 締 役 水 谷 光 太

**Gerbera holdings 株式会社による株式会社メタルアート（証券コード：5644）の普通株式に対する
公開買付けに係る買付条件等の変更についての考え方に関するお知らせ**

Gerbera holdings 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、本日、公開買付者が2026年5月15日より開始した株式会社メタルアート（以下「メタルアート」といいます。）の普通株式に対する公開買付けについて、2026年7月13日に買付条件等の変更を行うことを決定し、当該買付条件等の変更について公開買付者の考え方が示されましたので、公開買付者がメタルアートに行った要請に基づき、お知らせいたします。

以 上

本資料は、Gerbera holdings 株式会社（公開買付者）が、株式会社メタルアート（本公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

2026年7月16日付「株式会社メタルアートを対象とする公開買付けの条件変更について」

株式会社メタルアートを対象とする 公開買付けの条件変更について

2026年7月16日

Gerbera holdings株式会社

株式会社メタルアート株主の皆様へ

Gerbera holdings株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が、株式会社メタルアート（以下「対象者」といいます。）様の全ての株式を対象とし、2026年5月15日より行っている公開買付けに対してご関心をお寄せいただき誠にありがとうございます。

公開買付者は、対象者様との協議・株価の趨勢等を踏まえて、株主の皆様によりよい条件での保有持分の応募・売却機会を提供すべく、公開買付けの条件を変更することを決定し、2026年5月15日に提出した公開買付届出書（2026年6月10日、2026年6月25日及び2026年6月26日に提出した訂正届出書により訂正された事項を含みます。）の訂正届出書を2026年7月13日に提出しております。

主な変更内容

	変更前	変更後	変更内容
一株あたりの公開買付価格の引き上げ	7,600円	7,713円	条件変更前の上場来最高値を超える水準
買付予定数の下限引き下げ	30.29%	29.68%	議決権行使比率を基に、保守的な仮定を置いたとしても合理的に株式併合議案が可決されると見込まれる水準
公開買付期間の延長	7月13日	7月28日	10営業日の延長

公開買付者はダイハツ工業株式会社（以下「ダイハツ工業」）といいます。）様と共に対象者様を非公開化し、事業面・資本面の課題を解決し、企業価値向上を図っていきたいと考えておりますが、公開買付期間が長引くことにより対象者様の事業が不安定な状況におかれ、企業価値が毀損する懸念も生じうることも踏まえ、公開買付けの成立確度を高めるため、前述の公開買付価格の引き上げ及び下限の引き下げを決断いたしました。

変更後の公開買付価格7,713円は、本公開買付け公表日2026年5月14日の前日終値、過去1ヵ月平均、過去3ヵ月平均、過去6ヵ月平均に対して、それぞれ53.65%、50.56%、48.30%、48.21%と十分なプレミアムを加えた価格であり、株主の皆様にとって十分合理的な価格であると考えております。

なお、7,713円は、公開買付者が提示しうる最も高い価格であり、公開買付価格の引き上げはこれ以上行わないため、これが**最後の公開買付価格変更**となります。また、**公開買付者は、今後、任意に公開買付期間を一切変更しない**ことも、機関決定しております。

詳細につきましては、2026年7月13日付「Gerbera holdings 株式会社による株式会社メタルアート（証券コード：5644）の普通株式に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」をご参照下さい。

2026年7月13日付公開買付条件変更の概要

本公開買付価格	■ 本公開買付価格：7,713円 <u>(公開買付者は、当該変更後の本公開買付価格を最終的なものとし、今後、本公開買付価格を一切変更しないことを機関決定しております)</u>
プレミアム水準	■ 本公開買付け公表日前営業日終値(5,020円) : 53.65% ■ 本公開買付け公表日前過去1ヵ月平均(5,123円) : 50.56% ■ 本公開買付け公表日前過去3ヵ月平均(5,201円) : 48.30% ■ 本公開買付け公表日前過去6ヵ月平均(5,204円) : 48.21%
不応募/応募合意契約の締結	■ 2026年5月14日付で、ダイハツ工業様(対象者様の筆頭株主、所有割合：36.23%)との間で、TOBには応募しないものの、その所有するすべての対象者株式について、本公開買付け終了後の臨時株主総会において本株式併合議案に賛同することを合意済み ■ 2026年5月14日付で、ゴーシュー株式会社(対象者様の主要株主、所有割合：4.48%)との間で、同社が本公開買付けに賛同すること、同社が所有するすべての対象者株式について本公開買付けに応募することについて合意済み
本公開買付期間	■ 2026年5月15日(金)～2026年7月28日(火) (52営業日) <u>(公開買付者は、今後、任意に公開買付期間を一切変更しないことを機関決定しております)</u>
決済の開始日(予定)	■ 2026年8月4日(火)

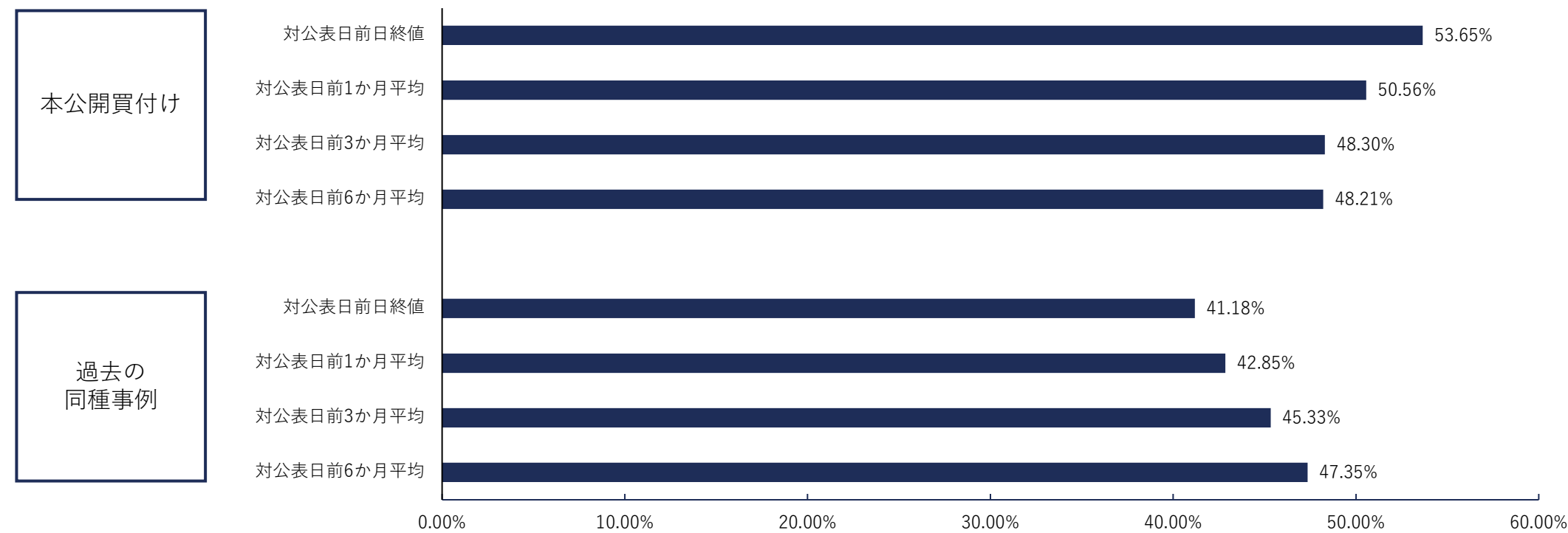
変更後の本公開買付価格が十分な水準であるとする根拠①

過去の同種案件と比較し十分なプレミアム水準

経済産業省が「企業買収における行動指針」を公表した2023年8月31日以降、2026年4月30日までの間に公表し成立した国内の上場会社に対する完全子会社化を目的とした発行者以外の者による公開買付けの事例のプレミアムの中央値¹は、公表前終値や公表前の一定期間平均値に対して、41%～47%のプレミアムを付していました。

今回のプレミアムは48～53%と、当該事例のプレミアムの中央値と比較しても十分合理的なプレミアムが付されていると考えます。

本公開買付と過去の同種案件のプレミアム比較



出所： 対象者（2026年5月14日）「Gerbera holdings 株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」
注： 対象者様が2026年5月14日付で公表した「Gerbera holdings 株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」に記載された、経済産業省が「企業買収における行動指針」を公表した2023年8月31日以降、2026年4月30日までの間に公表し成立した国内の上場会社に対する完全子会社化を目的とした発行者以外の者による公開買付けの事例（ただし、MBO案件、EBO案件、二段階買収案件のうち特定の株主からの株式取得案件、対象会社がREIT及びTOKYO PRO Marketに上場している案件を除く。）103件におけるプレミアム水準の中央値

変更後の本公開買付価格が十分な水準であるとする根拠②

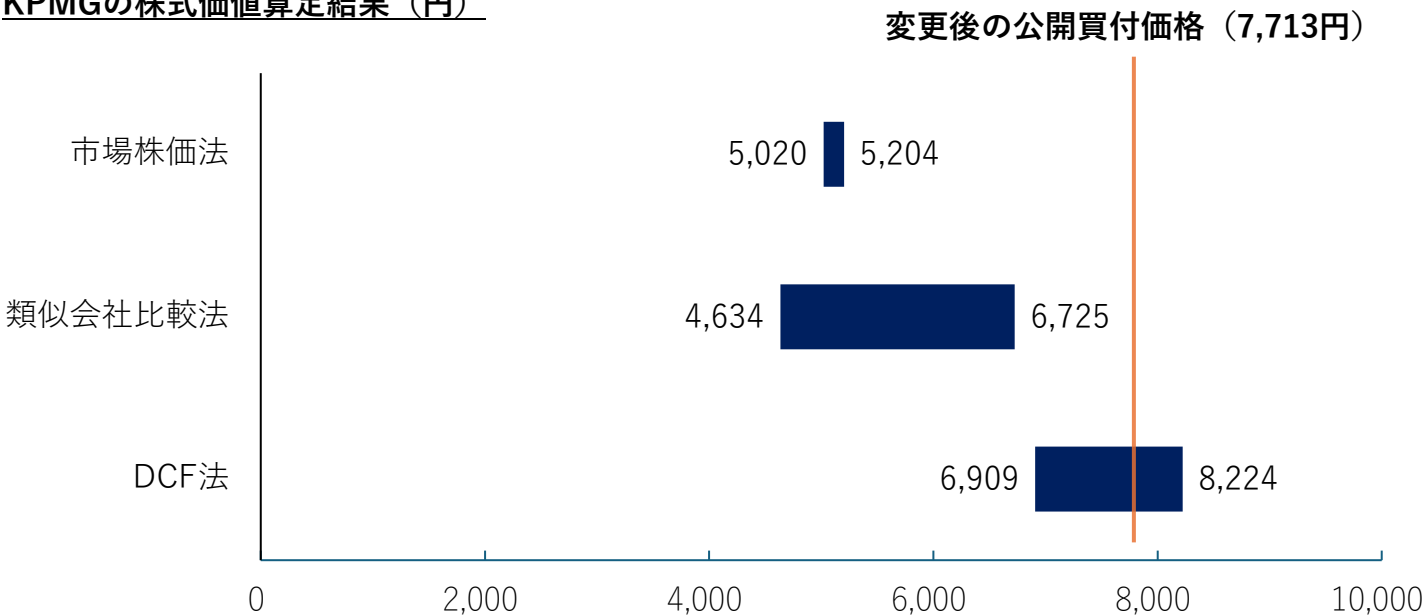
第三者算定機関の株式価値算定結果に比べて高い公開買付価格

対象者様は、公開買付関連当事者のいずれからも独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、KPMGに対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼し、2026年5月13日に株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を取得しております。

本公開買付価格7,713円は、本株式価値算定書の市場株価法及び類似会社比較法による算定結果のレンジの上限値を超える金額であり、また、DCF法による算定結果のレンジの中央値を超える金額となっております。

なお、1株当たり純資産額9,095.16円を下回っているものの、連結簿価純資産額は理論上の会社の清算価値を示すものであり、将来の収益性を反映するものではないため、継続企業である対象者様の企業価値算定において重視することは合理的ではなく、対象者様が所有する土地建物は本社及び工場であるところ、本社及び工場の解体及び更地化に係る建屋の取り壊し費用を要すること、機械装置の大半は、カスタマイズしていることにより汎用性がないため売却が困難であること、製造工程の仕掛品や製品、原材料を廃棄する必要があること等に加えて、企業の清算に伴い、従業員に対する割増退職金及び弁護士費用等の専門家費用その他相当程度の追加コストが発生することが見込まれること等に鑑みると、対象者様の特別委員会においては、仮に対象者様の清算を行う場合、対象者株主に最終的に分配されることとなる金額は、現実的には連結簿価純資産額から相当程度毀損された金額となることが想定されると考えているとのことです。

KPMGの株式価値算定結果（円）



中央値	変更後の公開買付価格との差分
5,112円	+2,601円
5,680円	+2,033円
7,567円	+146円

変更後の本公開買付価格が十分な水準であるとする根拠③

マーケットチェックが済んでおり株主の皆様にとって唯一の応募機会

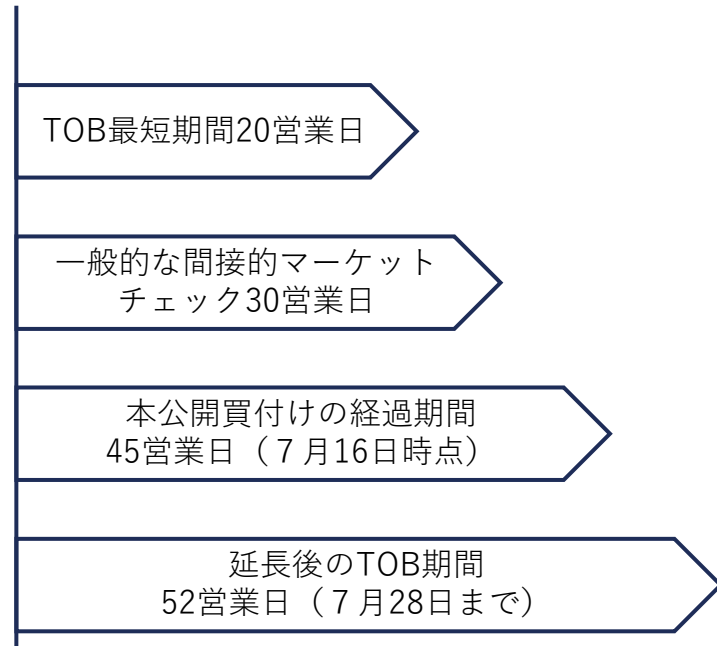
経済産業省が公表している「公正なM&Aの在り方に関する指針」には、「他の潜在的な買収者による買収提案の機会の確保（マーケット・チェック）」を行うことが有効性が高いと考えられる公正性担保措置として示されており、**実務上では、公開買付期間を30営業日に設定する間接的マーケットチェックにより潜在的買収者の対抗提案を確認することが一般的です。**

本公開買付けでは、既に45営業日が経過しているものの、公開買付者以外の第三者からの非公開化提案はなく、変更後の本公開買付価格は十分に高い競争力を有する価格水準にあると考えられ、公開買付者による本公開買付けが、対象者様の株主の皆様が応募できる唯一の公開買付けとなっています。

TOB期間

5月15日

7月28日



今後の見通し

公開買付者は、AI技術の発展や自動車業界におけるカーボンニュートラル実現に向けた動きの加速に伴い、電動化の進展等による産業構造の変化に伴う市場環境の急速な変化や昨今の地政学的リスクの高まりによる不安定な事業環境下において、徒らに公開買付期間を長期化させることは、対象者様の経営の先行きに対する不透明感を生じさせ、結果として通常の事業運営に支障を来す恐れがあることから、法令上必要な場合を除き、**公開買付期間を現在の終了日である2026年7月28日より後に延長する予定はございません。**

また、**対象者様の筆頭株主であるダイハツ工業様も、事業環境に関し、上記の公開買付者と同様の認識を有し、公開買付者の方針に同意いただいております。また、ダイハツ工業様には、対象者様の企業価値向上を図る観点で、公開買付者を、対象者様を共に支え合う最適なパートナーであると判断いただいております。**

なお、ダイハツ工業様は、公開買付者との間で不応募契約を締結しており、本公開買付けが続く限り、本公開買付けと実質的に抵触する行為を行わない旨を合意しておりますので、**本TOB期間中における他の非公開化提案は、ダイハツ工業様保有分(36.23%)の応募を望めないため、起こり得ないと考えております。**

FAQ

No.	質問	回答
1	公開買付価格を今後更に引き上げる予定はあるのか	公開買付者は、当該変更後の本公開買付価格を最終的なものとし、今後、本公開買付価格を一切変更しないことを機関決定しておりますので、そのような予定はございません。 仮に株主の皆様から本TOBへの賛同が得られない場合には対象会社は上場維持することになります。
2	TOB期間はいつまでか。再延長することはあるのか	公開買付者は、今後、任意に公開買付期間を一切変更しないことを機関決定しておりますので、再延長の予定はございません。 法令で延長が要請される場合を除き、7/28（火）がTOB期間最終日です。
3	第三者から価格引き上げ要請があった場合、価格引き上げを行うのか	公開買付者は、当該変更後の本公開買付価格を最終的なものとし、今後、本公開買付価格を一切変更しないことを機関決定しておりますので、そのような予定はございません。 なお、本公開買付けでは、既に45営業日が経過しているものの、公開買付者以外の第三者からの非公開化提案はなく、変更後の本公開買付価格は十分に高い競争力を有する価格水準にあると考えられ、公開買付者による本公開買付けが、対象者様の株主の皆様が応募できる唯一の公開買付けと考えております。